

平成28年3月18日（金曜日）

○出席議員（12名）

議 長	生 田 勇 人 君	7 番	恩 道 正 博 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
6 番	藤 井 良 信 君	12 番	南 守 雄 君

○欠席議員（1名）

5 番 川 口 正 己 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	総務部 税務課 長	若 林 優 治 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	総務部 税務担当課 長 兼 総合収納室 長	岩 上 涼 一 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長 住 民 課 長	重 原 正 君
総 務 部 長	向 貴代治 君	町 民 福 祉 部 長 子 育 て 支 援 課 長	上 島 恵 美 君
町 民 福 祉 部 長	大 徳 茂 君	町 民 福 祉 部 長 保 険 年 金 課 長	下 村 利 郎 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (保 険 年 金 ・ 福 祉 担 当)	島 田 睦 郎 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長 保 健 セ ン タ ー 担 当 課 長	出 嶋 剛 君
都 市 整 備 部 長	長 丸 一 平 君	町 民 福 祉 部 長 福 祉 課 長	岩 本 昌 明 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企 画 ・ 地 域 振 興 担 当)	田 中 徹 君	町 民 福 祉 部 長 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 兼 上 下 水 道 課 長	長 田 学 君	都 市 整 備 部 長 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	北 川 真 由 美 君	都 市 整 備 部 長 地 域 振 興 課 長	松 岡 裕 司 君
消 防 長	生 田 秀 治 君	都 市 整 備 部 長 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
総 務 部 総 務 課 長	棚 田 進 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	上 前 浩 和 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長	瀬 戸 博 行 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長 下 水 道 担 当 課 長	井 上 慎 一 君
総 務 部 財 政 課 長	長 谷 川 徹 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	浜 出 二 朗 君

教育委員会  
学校教育課長 田中義勝君  
教育委員会学校教育課  
指導管理担当課長 岡田秀君

教育委員会生涯学習課長  
兼男女共同参画室長 上出功君  
消防本部次長兼消防署長 水野博幸君

#### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 中宮憲司君  
事務局 次長 助田有二君

事務局 書記 小坂しおり君

#### ○議事日程（第4号）

平成28年3月18日 午後1時開議

##### 日程第1

###### 議案一括上程

議案第3号 平成27年度内灘町一般会計補正予算（第6号）から

議案第33号 金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について  
まで

##### 日程第2

###### 追加議案の上程

議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第35号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第36号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

###### 提案理由の説明

午後1時00分開議

#### ○開 議

○議長【生田勇人君】 傍聴の皆様方には、  
本会議の傍聴にお越しをいただき、まことに  
ありがとうございます。

本日は3月会議の最終日であります。議員  
各位には最後まで慎重審議をお願い申し上げ  
ます。

ただいまの出席議員は12名であります。よ  
って、会議の定足数に達しておりますので、  
これより本日の会議を開きます。

#### ○諸般の報告

○議長【生田勇人君】 本日の会議に説明の  
ため出席をしている者は、4日の会議に配付

の説明員一覧表のとおりであります。

なお、川口議員から病気療養のため、本日  
の会議を欠席する旨の届け出がありましたの  
で、ご了承願います。

#### ○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第1、去る3月  
8日、各常任委員会に付託いたしました議案  
第3号平成27年度内灘町一般会計補正予算  
（第6号）から議案第33号金沢市及び内灘町  
における連携中枢都市圏形成に係る連携協約  
の締結についてまでの31議案並びに新規に提  
出されました請願第7号から請願第9号まで  
を一括して議題といたします。

#### ○常任委員長報告

○議長【生田勇人君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

太田臣宣総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】 平成28年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第3号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、4款衛生費3項上水道費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、13款諸支出金2項基金費の各款項並びに第3条地方債の補正、第4条繰越明許費の補正中、2款総務費1項総務管理費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費の各款項については、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成27年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第5号平成27年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号平成27年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成28年度内灘町一般会計予算、第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、4款衛生費3項上水道費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産

業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項並びに第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第10号平成28年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第14号平成28年度内灘町水道事業会計予算の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例について、議案第16号内灘町行政不服審査会条例について、議案第17号内灘町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について、議案第18号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第19号内灘町部制条例の一部を改正する条例について、議案第20号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての6議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

議案第22号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、議案第31号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第32号第五次内灘町総合計画基本構想の策定について、議案第33号金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についての6議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第7号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願については、継続審査とすることに決しました。

請願第8号憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備）の廃止を求める意見書採択についての請願、請願第9号「消費税10%増税中止の意見書」採択を求める請願の2件については、いずれも採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として、総務、都市整備、消防等所管にかかわる事項について、閉会中も調査をすることに決しましたので、申し出いたします。

平成28年3月18日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣  
○議長【生田勇人君】 藤井良信文教福祉常任副委員長。

〔文教福祉常任副委員長 藤井良信君 登壇〕

○文教福祉常任副委員長【藤井良信君】 平成28年内灘町議会3月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第3号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、7項交通安全対

策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項並びに第2条債務負担行為の補正、第4条繰越明許費の補正中、3款民生費1項社会福祉費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成28年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4項災害救助費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項及び第2条債務負担行為については、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成28年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成28年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号平成28年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘中央公民館の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第26号内灘町立小中学校の設置条例の一部を改正する条例について、議案第27号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第28号内灘町国民健康保険税条例の一



ません。

補助金についても交付税算入とは言われていますが、実際に中身は不透明であります。

同時に、ハード事業である箱物をつくったのはいいが、その後の維持費も考えなければならぬわけでありまして。借りるだけ借りてあとは知らないでは、将来に大きなツケとも言える負の遺産を残すことになるのであります。

また、議員の報酬を6万5,000円アップするとして議案第8号2016年度一般会計予算と議案第21号議員報酬、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に私は反対をいたします。

私は、議員報酬については上げるという改正には反対ではありません。6万5,000円、この額、本当にこれでいいのか。その根拠と説明責任が明確になっていない。議員定数を減らしたから、通年議会にしたから、審議会の答申だから、これでは町民は納得をしないのではないのでしょうか。

今、名古屋市議会で報酬の引き上げで適正額は幾らなのか、そんなことがこの現状の中で問題になっているところでございます。

私は、そもそも内灘町議会の政務調査費はなくてはだめだ。これは先輩議員、ここにいらっしゃる中川議員が提案をしてこの条例をつくったわけでありまして。議員の資質向上、議員の活動を町民に見えるようにしよう、そんな思いからの条例でございました。

議員の活動の中身を町民に理解をしてもらう。町民は自分たちの税金で議員は何をしているのか、何に使っているのか、それを知る権利もあるんだというふうに思います。

政務調査費は、その使用に制限があるからやめる。その分を報酬に回すではいけないんだと思います。政務調査費をきっちり復活させるべきと考えます。

したがって、私は、政務調査費は政務調査費で本当に必要なら上げる、報酬は報酬として適正額を支給すべきだというふうに考える

わけでありまして。

以上から、議案第21号議員報酬、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対をします。

条例では、議案第11号と議案第28号 内灘町国民健康保険税の一部を改正する条例に反対をいたします。

ご存じのとおり、国保の大半を占める年金者の暮らしは、消費税が8%に上がった。そしてまた、これから10%の引き上げがされる。その一方では、年金額は昨年10月からの引き下げによって目減りをし、生活が大変な状況にあるわけでありまして。

金沢市では、国保税を来年度から引き下げるともいうふうに聞いております。目に見えるハード事業ばかりを重視するのではなく、本当に生活に困っている町民に目線を合わせ、町民の暮らしを優先すべきだというふうに考えます。

一般財源からの国保税へ法定外繰り入れを行い、国保税引き上げの改定を行うべきではありません。

以上のことから、私は、このただいま申し上げました予算、条例について反対の討論をし、議員の皆さんのご支持とご理解、そして予算の組み替えを提案をいたしまして、私の反対討論を終わりたいと思います。

○議長【生田勇人君】 11番、中川達議員。

〔11番 中川達君 登壇〕

○11番【中川達君】 議案第21号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

地方創生の取り組みが本格的に始まっている中、地方議会においては各自治体の政策を最終決定するという責任がますますその重みを増していくものであります。

議員一人一人に課せられる責務も増大し、より一層自己研さんに精励していかなければなりません。

内灘町議会では、平成20年から毎月の全員協議会を開催しており、町執行部との情報共有や政策課題の審議を活発に行っております。

また、2年前から通年議会を行い、議会の判断でいつでも本会議が開催されることになり、より適切なタイミングでの政策決定が可能となりました。

一方、議員の定数については、平成19年当時の18人から見ると、現在は5人減の13人となっており、少数精鋭で精力的に活動をしているところでございます。

また、会議出席の日当である費用弁償を平成20年から廃止するとともに、これまで月額2万円支給をされてきました政務活動費をこの4月から廃止することといたしております。

先ほど私のもとでこの政務調査費を議会においてつくったというか、そういう形で報告を受けたんですけれども、やはりこの2万円の政務調査費、非常に貴重な財源の中、当時は我々は、このIT社会の中でなくして、直接に全国へ行ってそれぞれのその地域の特色、そしてその地域の活力、そういったものをじかに見て、そして触れて、その地域の皆さんと議論をしながら町発展のために尽くしてきた経緯があるかと思えます。

しかし、現実を鑑みますと、このIT社会の中、インターネットあるいは皆さんお手持ちのタブレット、そういった中からよりわかりやすくそういう情報提供が共有できるという中で、この2万円の政務調査費、これはもうそろそろ時代が終わったのかなと、このように私は認識をし、先般、議会の皆様と議論をさせていただき、議会の賛成の皆様がそれでいいんじゃないかと。それぞれがそれで廃止したほうがいいんじゃないかという報告の中で廃止をさせていただいた経緯がございます。

そういった中、このたびの報酬の改正案は特別職報酬等審議会の答申どおりのものとなっており、これにより河北郡市内の市町と同

様の水準となるものでございます。

当然、河北、金沢市、そして内灘町あるいは津幡町、そしてかほく市と2市2町で広域連携の重要性が多く増しておる状況の中、河北郡市内の市町と同様の今度の報酬の上限が同様の水準となるものであります。

当該審議会におかれましては、これまでの積極的な議会改革の取り組みを評価していただき、また議員活動に専念できる環境を整えることにより、議会のさらなる活性化と、ひいてはそれが町民福祉の向上につながるものと期待を込めての答申ではないかと拝察する次第でございます。

内灘町がより活力にあふれ、住みよい町へと発展していくためにはさまざまな政策課題を克服していかなければならず、今後、議会議員には卓越した識見と高い専門性が求められていくこととなります。

議員各位には、どうかこれらの事情をご賢察いただき、議案第21号にご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。私の賛成討論にかえさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 北川です。

議案第3号平成27年度内灘町一般会計補正予算、議案第8号平成28年度内灘町一般会計予算に反対の立場で討論します。

いずれも2款総務費のマイナンバー制度に関して計上されています。

国は2015年度補正予算にカードの製造1,500万枚、市町村の交付事務への予算措置として278億6,000万円、2016年予算にもカードの発行500万枚などを実施するためとして138億9,000万円計上しています。

国民一人一人の情報を国が一括して管理する制度のあり方、国民監視、プライバシーの

漏えい等への不安と危険性から反対です。

また、議案第11号平成28年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第28号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

国民健康保険税引き上げの税率改正、所得割2.3%から2.6%、均等割額9,600円から1万800円、平等割額7,200円から8,400円、介護分の平等割額4,800円から5,400円。1人当たりの調定額11万9,426円から12万2,966円、3,540円の引き上げ案です。

先ほども清水議員からの討論がありました。被保険者は年金暮らしの方がほとんどです。年金は毎年下がり、その上、消費税増税で大変厳しい暮らしです。

無所得者世帯24%、所得100万円以下の世帯は約55%を占めています。この現状の中で累積赤字解消と単年度赤字の原因となっている後期高齢者支援分、介護分を解消していくには無理があります。

一般会計からの計画的な法定外繰り入れをしない限り、保険税支払って医者にかかれない事態も起きてきます。保険税率引き上げに反対です。

議案第21号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、先ほど清水議員から、また中川議員からも討論がありました。現状を見ますと厳しい町の財政と住民の暮らしを考えると、議員報酬引き上げには反対です。

また、次に、議案第33号金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について、反対の立場で討論します。

平成の大合併の結果は惨たんたる結果であったと2015年3月の参議院の調査会で合併を強力に推し進めてきた第27次地方制度調査会の副会長の西尾氏も言わざるを得ませんでした。

現在の基礎自治体は1,700は多過ぎる。30万人規模の300自治体に再編し、道州制へとい

った政府財界の狙いは変わっていません。

しかし、合併の強制はできない現在、かわりとして連携中枢都市圏を指定し、周辺部にある病院や公共施設を中心都市に集め、道州制へと結びつけていく狙いがあります。

もちろん、広域行政の連携は災害協定等大事な部分もありますけれども、こうした道州制への狙いを将来的に見ますと反対の立場です。

次に、請願について、請願第8号憲法違反の安全保障関連2法（国連国際平和支援法、平和安全法制整備）の廃止を求める意見書採択についての請願は、委員長報告では不採択でありました。

皆さんもご存じのように、この3月に施行実施されれば、アフリカの南スーダンに国連平和維持活動（PKO）として派兵されている自衛隊の部隊の任務が拡大となってまいります。

安倍政権は、南スーダンに派兵している350人の自衛隊、PKO部隊に駆けつけ警護など新たな任務を加え、武器使用の権限も拡大しようとしています。

南スーダンは、いまだ内戦状態にあります。南スーダン政府軍が住民や国連派遣団などを攻撃すれば、新たな任務を帯びた自衛隊が政府軍と戦禍を交えることにもなります。これは憲法9条が禁止する海外での戦闘行為そのものであります。

また、過激派武装組織（IS）に対する軍事作戦に自衛隊が参加する危険もあります。安倍政権は、ISに対する軍事作戦への自衛隊の参加について、戦争法の成立で法律的にはあり得ると国会で答弁をしております。

アメリカが日本に、ISに対する軍事支援を要請してきたときには、安倍政権が自衛隊の参加を断れないことは明らかであります。

自衛隊が過激派武装組織（IS）への軍事作戦に参加すれば、日本国民をテロの危険にさらすこととなります。日本の平和と国民の



命を危険にさらすことになってしまいます。こうした面からも不採択でありましたけれども、議員の皆様は採択を求めて討論にします。

また、次に、請願第9号「消費税10%増税中止の意見書」採択を求める請願書について、委員長報告では不採択でありました。採択の立場で討論をいたします。

現在、春闘がさなかでありますけれども、きのうの新聞で大企業の回答を見ますと3月期決算では営業利益過去最高の2.8兆円を見込むトヨタ自動車、ベースアップを前年の4,000円の半分以下の1,500円。電気では、日立製作所、パナソニックなどが毎年の3,000円の半額、1,500円回答であります。

また、安倍政権が内外の経済学者らを招いて開催する国際金融経済分析会合が16日始まりました。初日のジョセフ・スティグリッツコロンビア大学の教授は、世界経済は低迷をしていると。現在のタイミングで消費税を引き上げるべきではないと発言をしております。

一昨年4月の消費税増税の悪影響が長引いております。8%増税は、暮らしも圧迫をしております。10%への増税は中止すべきです。

以上で議員の皆様は賛同をお願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

私は、議案第21号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の議員報酬の増額改定は、町長の諮問を受けた特別職報酬等審議会において、近隣他市町の報酬額の状況を含め、これまで議会が取り組んできた費用弁償の廃止、議員定数の削減、通年議会の施行から本格導入を初め、毎月の常任委員会、全員協議会の開催、タブ

レットパソコン導入による経費の削減、政務活動費の廃止など、議会改革に継続的に取り組む姿勢を評価された結果であると思います。

議員は、町民の代表として行政のチェック機関として議会を構成する一員です。監視機能とか、多様な住民の意見を町政に反映するためには、議員が多いほどいいのかもしれませんが。

しかし、昨今の議員定数削減、議員報酬カットこそが議会改革のように叫ばれておりますが、私は議員一人一人が町民の福祉向上、町勢発展のために議会の中で政策の議論をしながら合意形成し、いかに町長へ政策提言をできるかということだと思います。

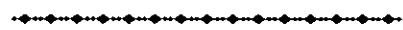
特別職報酬等審議委員会の答申は、これまで進めてきた議会改革の評価の結果であり、今後、より一層の活発な議会活動への期待のあらわれだと思います。私は、議会としてその期待に応えるべき責任があると思います。

以上のことから、議案第21号は賛成です。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

○議長【生田勇人君】 他に討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第3号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第4号平成27年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第7号平成27年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第4号から議案第7号までの4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第8号平成28年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第9号平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第10号平成28年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第9号及び議案第10号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第11号平成28年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第12号平成28年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算から議案第14号平成28年度内灘町水道事業会計予算までの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第12号から議案第14号までの3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第15号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例についてから議案第20号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第15号から議案第20号までの6議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第21号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第22号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第27号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第22号から議案第27号までの6議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第28号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決され

ました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第29号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第32号第五次内灘町総合計画基本構想の策定についてまでの4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第29号から議案第32号までの4議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第33号金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、3月会議までに受理いたしました請願を採決いたします。

請願第7号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第7号は採決といたします。

お諮りいたします。請願第7号……。

午後3時14分再開

○9番【夷藤満君】 委員会の報告のとおり  
って、議長。委員長の報告のとおり。

○議長【生田勇人君】 委員長の報告のとおり、  
継続審査を決定することに賛成の諸君の  
起立を求めます。座りましたので。

誰も立っていません。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○休 憩

○議長【生田勇人君】 はい、暫時休憩お願  
いします。

午後1時57分休憩

午後3時01分再開

○再 開

○議長【生田勇人君】 休憩前に引き続き会  
議を開きます。

○会議時間の延長

○議長【生田勇人君】 本日の会議時間は、  
議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めま  
す。よって、本日の会議を延長することに決  
定いたしました。

○休 憩

○議長【生田勇人君】 先ほど請願第7号T  
PP協定を国会で批准しないことを求める請  
願の採決において起立なしと申しましたが、  
起立少数の誤りでありましたので、訂正させ  
ていただきます。

よって、請願第7号の継続審査が否決され  
ましたので、再度、総務産業建設常任委員会  
に請願第7号を審議していただくことになり  
ますので、この際、暫時休憩といたします。

午後3時02分休憩

○再 開

○議長【生田勇人君】 休憩前に引き続き会  
議を開きます。

○常任委員長報告

○議長【生田勇人君】 先ほど総務産業建設  
常任委員会に付託いたしました請願第7号の  
審議結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会、太田委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】 先  
ほど付託されました請願の審査の結果をご報  
告いたします。

請願第7号T P P協定を国会で批准しない  
ことを求める請願については、慎重に審査し、  
採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されまし  
た請願の審査の結果についての報告を終わら  
します。

平成28年3月18日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【生田勇人君】 これをもって委員長  
の報告を終わります。

○質 疑

○議長【生田勇人君】 次に、質疑に入りま  
す。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。

○討 論

○議長【生田勇人君】 次に、討論に入りま  
す。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。



金丸菊枝氏が平成28年3月18日をもって任期満了を迎えるため、その後任として北川まゆみ氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【生田勇人君】 提案理由の説明は終わりました。



### ○質 疑

○議長【生田勇人君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



### ○議案等の質疑・討論・委員会付託の省略

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。ただいま提出されました議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについてから議案第36号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3議案につきましては、人事に関する案件につき質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までの3議案については、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



### ○表 決

○議長【生田勇人君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第35号及び議案第36号公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについての2議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについては、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第35号及び議案第36号公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについての2議案は、いずれも同意することに決定いたしました。



### ○閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長【生田勇人君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

以上で3月会議に付議された議件は全部議了いたしました。



○閉議・散会

○議長【生田勇人君】 以上をもちまして、平成28年内灘町議会3月会議を散会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後3時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員